

## 第 1092 回教育委員会 会議録

令和 2 年 12 月 22 日

14:00～14:20

### ①開 会

<菅間教育長>

ただいまから、第 1092 回教育委員会を開会いたします。

<菅間教育長>

議事等に先立ち、申し上げます。

さきほど、1 名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

### ②会議録署名委員の指名

<菅間教育長>

会議録署名委員に、涌井委員と片桐委員を指名いたします。

### ③会期の決定

<菅間教育長>

会期は、本日 1 日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、会期は本日 1 日に決定いたします。

### ④報 告

<菅間教育長>

議事に先立ち、報告があります。

(1) 「令和 3 年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について」、高校教育課長から報告願います。

<高校教育課長>

「令和 3 年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について」、御説明申し上げます。令和 3 年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜の実施にあたっては、11 月定例会において、実施上のガイドラインを策定し、感染防止対策の徹底を図ることや受検者が感染者及び濃厚接触者となった場合に特例措置により選抜すること等について報告いたしました。今回は追加的な対応について、御報告を申し上げます。

報告 1-1 を御覧ください。「1 受検者の感染防止対策」についてでございます。東桜学館中学校を通じて、受検者及び保護者に資料 1 の文書をお送りし、受検前までの健康管理や当日の感染防止対策の協力を依頼いたします。

次に、「2 新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者等の症状に応じた対応について」でございます。報告 1-4 を御覧ください。受検者の症状に応じ、「受検不可」、「別室受検」、「通常どおり受検」の 3 つに分け、受検の可否と学校への連絡方法について示しております。感染者及び感染者の濃厚接触者となり、受検不可となる場合は、

受検機会を確保する観点から、資料3に示しておりますが、「東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染者等の特例措置による選抜に係る実施要項」に基づいて選抜を行います。その場合は小学校長から送付された調査書を資料として選抜いたします。

最後に、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、更に追加的な対応を行う場合については、東桜学館中学校を通じて受検者に速やかに周知を図り、受検者が安心して受検できるよう努めてまいりたいと考えております。以上、御報告申し上げます。

<菅間教育長> ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、次に、(2)「令和3年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第2次募集について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長> それでは、報告2-1を御覧ください。「令和3年度山形県立米沢工業高校専攻科入学者選抜第2次募集の実施について」、御報告申し上げます。

令和2年10月3日に、令和3年度の県立米沢工業高校の専攻科入学者選抜を行いました。入学予定者が定員の10名に満たなかったために、先の実施要項に基づき、第2次募集と選抜を実施することとしました。

第2次募集実施要項について申し上げます。第2次募集の人員は8名でございます。内訳としては、情報技術コースが約3名、生産システムコースが約3名、生産デザインコースが約2名となっております。志願資格は、高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校を、卒業又は令和3年3月に卒業見込みの者でございます。また、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で募集区域は県下一円でございます。

出願期間は令和3年1月4日から1月8日正午まででございます。入学者選抜は令和3年1月23日に小論文と面接による選考を実施し、1月27日に合格発表を予定しております。なお、このことについては、12月4日付けの県公報に登載しましたので、御報告申し上げます。以上でございます。

<菅間教育長> ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<小関委員> 最初の募集で何名が志願したのですか。

<高校教育課長> 2名でございます。

<菅間教育長> その他ございますか。ほかになければ、次に、(3)「山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会からの報告書の提出について」、高校教育課長より報告願います。

< 高校教育課長 >

最初に、報告 3-1 を御覧ください。令和元年度から 2 年間にわたり山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会を開催し、本県の公立高等学校入学者選抜の望ましい在り方について、検討をいただいて参りました。この度、報告書がまとまり、12 月 18 日に須賀委員長から教育長に報告書が提出されましたので、検討結果の概要についてお知らせ申し上げます。

検討課題の一つ目である「インフルエンザ罹患者等に対する対応について」は、インフルエンザに罹患した場合等、やむを得ない理由で学力検査及び適正検査を受検できない受検者に対して、別日程での学力検査問題による追検査及び適正検査を実施することとし、令和 5 年度入学者選抜から実施することが望ましいとしております。追検査は本検査と同程度の難易度による 5 教科の学力検査問題となります。

検討課題の二つ目である「入学者選抜日程の改善及び面接の実施方法の変更について」は、入学者選抜の日程は学力検査日を 3 月 7 日、適性検査を 8 日、追検査日を 12 日、追検査の適性検査を 13 日、合格発表日を 17 日とし、一般入学者選抜における面接は実施を希望する高等学校でのみ行うこと、また、受検者の昼食時間を適切に設定するため、学力検査の時間割を変更し、昼休みを 10 分間延長することとし、入学者選抜の日程変更は令和 5 年度入学者選抜から、一般入学者選抜における面接の実施方法の変更及び学力検査の時間割の変更は令和 4 年度入学者選抜から実施することが望ましいという報告を受けております。

検討課題の三つ目でございますが、「採点ミスに係る再発防止策としてのマークシート方式導入の可否」については、マークシート方式の導入は、採点ミスの防止及び客観式問題採点者の業務負担の軽減を図ることができるという、一定の効果を認めることができるが、現在の採点業務で大きな負担となっている記述式問題の採点業務と、採点業務全体の所要時間の削減に影響を与えることはなく、このことからマークシート方式の導入については、現時点では見送ることとするが、今後とも本県の学力検査問題の出題方針に照らしながら、マークシート方式の導入やデジタル採点システム等の導入について、継続的に研究していくこととするという報告を受けております。

今後は、この度いただいた報告書をもとに改善方針を策定し、パブリックコメントを実施した上で、3 月中旬には改善策を公表する予定としております。以上、御報告を申し上げます。

< 菅間教育長 >

ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

< 菅間教育長 >

なければ、これより議事に入ります。

## ⑤議 事

< 菅間教育長 >

議第 1 号「山形県体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、スポーツ保健課長から説明してください。

<スポーツ保健課長>

議第1号の「山形県体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、御説明申し上げます。説明資料として、新旧対照表と改正概要を添付しております。この概要に沿って説明をさせていただきます。内容としては、先の定例教育委員会において、山形県あかねヶ丘陸上競技場を来年4月1日付けで廃止する「山形県体育施設条例の一部を改正する条例案」の議案作成について、付議させていただきましたが、先般12月議会定例会において当該改正条例案が可決されたところでございます。これに伴い、同競技場も含めた体育施設の管理運営について必要な事項を定めたこの規則についても、同競技場に関する文言の削除及び文言の整理を行うものでございます。

改正の概要について、御説明申し上げます。(1)の施設名称の削除として、様式第2号乙の体育施設個人使用券の使用許可施設記載欄の「陸上競技場」を削除いたします。(2)の同競技場に係る管理等に関する文言の削除として、第2条の同競技場に係る休業日の文言を削除いたします。(3)はその他の必要な文言の整理を行うものでございます。なお、県体育館及び武道館に関しての変更はございません。

施行期日は改正条例の施行期日に合わせて令和3年4月1日としております。本規則の改正についてよろしくお願いいたします。

<菅間教育長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長>

次の議第2号は人事に関する案件であるため、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第2号は秘密会にて審議 》

## ⑥閉 会

<菅間教育長>

これで、第1092回教育委員会を閉会いたします。